

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 25年 7月 25日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝五丁目33番8号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 三菱自動車工業株式会社 代表取締役 益子 修 電話 03 - 6852 - 4263					
主たる業種	製造業 (自動車製造業)				細分類番号	3   1   1   1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	原単位当たり(換算台数当たり)の温室効果ガスの排出量を年率1%以上低減する。						
計画を推進するための体制	社長をトップマネジメントに所長を京都地区責任者として環境担当副所長を配し、ISO14001の推進体制に基づき地球温暖化防止として目的・目標を設定し目標を部・課へブレイクダウンして毎月フォローし目標達成に向け取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	67,714.0 トン	67,529.2 トン	62,163.1 トン		-4.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	67,714.0 トン	67,529.2 トン	62,163.1 トン		-4.2 パーセント	
	実績に対する自己評価	エネルギー使用量は省エネ・等で排出量は平成22年度基準に対し24年度実績は△4.2%と排出量は削減出来た。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (kgCO2/台)	107.94	105.57	117.40		3.29 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	原単位は生産効率改善がエネルギー使用量改善に追いつかなかった為、1台辺りのエネルギー使用量が3.29%の悪化となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	生産設備の空転防止や加工効率の改善による省エネ'空調熱源の更新による省エネ'天井照明の更新による省エネ等が成果となった。					
	(24)年度	空調熱源の更新による省エネを実施したが、逼迫した電力事情対応でのコージェネ稼働によりガス使用量が増しCO2排出量が増えた事が原単位悪化の一要因です。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデーとして、温室効果ガス削減への参加・協力の取組として展開実施中です。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	平成22年度に呼び掛けをしてから継続した活動として取り組み中です。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・環境省及び京都市企画『DO YOU KYOTO?』プロジェクトのライトダウンキャンペーンへ参加 ・京都市内の小学校で環境学習を実施						
特記事項	・委任状の提出に関しては本計画書・報告書に関する一切の権限を社長より所長に一任されている為、委任としました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。



